

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 7 月 1 8 日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局 東部教育事務所 所長 北原 哲也

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 東部教育事務所移転に伴う移転先への運搬業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号（佐賀県総合庁舎 4 階）から  
佐賀市中央本町 1 - 1 0（ニュー寺元ビル 2 階）まで

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 一般貨物自動車運送事業の営業許可を有し、佐賀県内に本店又は支店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは、入札参加資格停止措置を受けている者又は、佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 開札の日から過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて適正に履行した者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の 1 から 7 に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和 7 年 8 月 5 日(火)午後 5 時 15 分までに下記の担当課に持参又は郵送(5 日(火)午後 5 時 15 分までに担当課へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### 【提出書類】

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 営業概要書
- ウ 同種業務の履行実績調書
- エ 同種業務の履行実績証明書（契約書の写し等）
- オ 誓約書

#### ※担当課

郵便番号 849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町 8 番 1 号(佐賀総合庁舎 4 階)  
佐賀県教育委員会事務局 東部教育事務所 企画広報担当 西久保 将  
電話 0952-30-7283、E-mail: [toubukyouiku@pref.saga.lg.jp](mailto:toubukyouiku@pref.saga.lg.jp)

- (2) 「入札参加資格確認申請書」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届を入札日の前日までに、書面で提出してください。

### 4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とします。

入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 8 月 20 日(水)までに通知します。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、別紙仕様書の交付場所及び問い合わせ先  
3の担当課に同じ。

- (2) 入札仕様書の交付方法

佐賀県ホームページの添付ファイルから入手してください。

- (3) 現場説明会

令和7年7月25日（金） 午後1時30分

※現場説明会を希望される方は予約不要ですが、参加人数の確定・当日の急な説明会延期の連絡等も考慮して、事前に東部教育事務所まで「会社名・連絡先」を3の電子メールアドレスあて送信してください。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 : 令和7年8月25日（月）午前10時

イ 場所 : 佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号

佐賀総合庁舎4階 東部教育事務所内 教育相談室

ウ 入札方法：入札書により、本人又はその代理人が直接持参すること。

ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

- (5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

- (6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記（1）に確認してください。

## 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

### ①入札保証金

ア 入札者は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア)国債又は地方債、額面金額（割引債券にあたっては、時価見積額）

(イ)日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債、額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8

以内で換算して得た金額

(ウ)銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手  
(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)券面  
金額

(エ)銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した  
手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した  
日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面  
金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ)銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権、債権証書に記載  
された金額

(カ)銀行又は確実と認められる金融機関の保証、その保証する金額

ウ 佐賀県財務規則第103条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にか  
かわらず次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 本件入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の  
100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

(イ) 2に掲げる入札参加資格要件のすべてを満たす者で、過去2か年の間に国(公  
社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該  
契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、  
その者が当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合

## ②契約保証金

ア 佐賀県財務規則第115条第1項の規定により、契約締結の際に、契約金額の  
100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則116条の規定に基づき、①入札保  
証金イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 佐賀県財務規則第115条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にか  
かわらず次の各号のいずれかに掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ウ 佐賀県財務規則第103条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にか  
かわらず次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約  
(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

(イ) 2に掲げる入札参加資格要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国(公  
社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該  
契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、  
その者が当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- オ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- カ 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効と認められるものを提出した者
- キ 一人で二以上の入札をした者
- ク 代理人でその資格のない者
- ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

- イ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行います。再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 委託料の支払

完了払

(9) 質問等

公告内容に質問がある場合は質問書に質問内容を記載し、令和7年8月1日（金）  
17時までに 3 の電子メールアドレスあて送信してください。

なお、回答は令和7年8月4日（月）までに佐賀県ホームページに掲載します。

(9) 詳細は、別紙仕様書を参照してください。

(10) 問合せ先

佐賀県教育委員会事務局東部教育事務所 企画広報係 西久保 電話 0952-30-7283